

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年5月17日
香川県知事 浜田 恵造

1. 意見の対象となった届出に係る公告
平成27年12月11日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
2. 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス西春日店
高松市西春日町字北山浦1045番地1 外
3. 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
該当なし
4. 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 1. 意見書を提出した者
鶴尾校区コミュニティ協議会
 2. 意見の概要
南接道路側の出入りについては、すぐ東側に信号機があり、東方向への車の進行は今でも夕方の混雑時には信号3回待ちという状態である。そこで、ゼブラゾーンを設けたり、東西方向の青信号の時間を長くするよう県警に要望したり、状況に応じて南側の出入口を一時閉鎖する等の対策を講じたりすること。

【理由】夕方の混雑時に交通環境に悪影響を与えるおそれがあるため。

5. 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

| | |
|------|--------------------------------|
| 縦覧場所 | 香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課 |
| 縦覧期間 | 平成28年5月17日から同年6月17日まで |